NPO支援税制法案比較表

	政府案	野党案
認定要件	1. 情報公開 2. 事業内容の適正性 ・特定の者と過度の関係にない ・総事業費の80%以上が特定非営利活動 事業費 ・寄付金の70%以上を特定非営利活動事 業費に充当 ・政治・宗教活動を一切行わない 3. パブリックサポートテスト (総収入金額に占める寄付金・助成金の総額の割合が1/3以上)	1. 情報公開 2. 事業内容の適正性 ・役員等に特別の利益を与えない ・特定非営利活動が2/3以上 ・法令に違反していない 3. パブリックサポートテスト (総収入金額に占める寄付金・助成金・補助 金の総額の割合が1/3以上。ただし、 初回は1/5で認める)
	 3000 円未満の寄付はカウントせず 大口寄付・助成のカウント上限(2%) 事業費は分母のみカウント ⇒事業の大きい NPO は認定を受けにくい 	・<u>寄付はすべてカウント</u>・大口寄付のカウント上限(5%)・事業費は分母・分子から除外⇒事業が多くても認定を受けられる
	4. <u>1市区町村を超える広がり</u> 5. <u>1つの親族が役員・社員総数の 1/3 以下</u> 6. 青色申告法人と同等の記帳 7. 共益・利益追求活動が 50%未満 8. NPO法人格取得後 <u>3年</u> が経過	4. NP0法人格取得後 <u>1年</u> が経過
認定 NPO 数	全体の数%?	全体の6~7割
認定機関	国税庁	第三者機関
寄付側の優遇	【個人】 所得控除の対象 (所得の 25% - 1 万円) 相続財産の寄付の課税価格への計算の 不参入	【個人】 <u>所得控除と税額控除の選択性</u> <u>1万円未満も対象</u> 年末調整の対象 相続財産の寄付の課税価格への計算の 不参入 ボランティア費用も対象
	【法人】 損金算入(特定公益増進法人と同枠)	【法人】 損金算入(特定公益増進法人と同枠)
NPO 側の優遇	<u>なし</u>	収益事業への税率を一律 22%に 見なし寄付金控除
NPO とは?	行政の下請け ボランティア=無償 事業で儲けない=小担構・行政体方	市民公益の実現 ボランティア=自発的な活動 (無償である必要性はない)
	事業で儲けない=小規模・行政依存 政治に口を出さない	事業による自立 多様な価値を認める